

一、争議發生ノ場所 下谷区夕昕四四
二、事業主側

- (1) 名 称 活動常設館 新東京
- (2) 代表者 勝部英雄
- (3) 資本金 壹万圓
- (4) 事業種類 映画興行
- (5) 企業系統 ナシ
- (6) 使用労働者 男九名 女六名 計十五名

三、従業員側

- (1) 争議参加者 男二名 女一名 計三名
 - (2) 労働組合加入者 争議参加者全員
 - (3) 應援労働組合 大日本映画人同盟
- 大日本映画人同盟ニ加盟シ新東京分會ヲ結成ス
- 四、争議發生ノ時 十月二十七日

五、争議發生ノ原因

事業主ハ事業不振ヲ理由トシテ約三年前ヨリ従業員ノ給料前月分ヲ翌月ニ至リ日拂又ハ隔日拂トナス等給料ノ支拂確定性ラ欠ク且ツ説明者二名ニ過マズ労働強化ニ不満ヲ抱ケネタルガ本月初旬大日本映画人同盟ニ加盟 新東京分會ヲ結成スルニ及ビ十月二十七日同盟指導ノ下ニ事業主ニ對シ 別記(1)勸願書ヲ提出シタルモ容レラレザリシニ因ル

六、交渉經過並解決條件

事業主側ハ従業員側ノ鎖圧ニ負心中ナリシ処従業員側ハ十月二十八日早朝樂屋裏扉ヲ破リ樂屋内ニ入り労働強化反對等ノビラヲ貼布シ火鉢ヲ屋外ニ持テ出ス等乱暴行為ニ出テントスル形勢アリタル為事業主ハ午前十時ノ間館ヲ午後一時三十分ニ延期シ樂屋入口ヲ封付ニシ従業員ノ